



発行 東京都

目次

71

規則

- 東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の施行期日を定める規則
（都市整備局市街地整備部区画整理課）…
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則
（福祉局子供・子育て支援部育成支援課）…
- 東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則
（港湾局臨海開発部海上公園課）…

告示（教）

- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額）の一部改正…
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号（都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率）の一部改正…

規則

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年七月一日

●東京都規則第二百一十一号

東京都知事 小池 百合子

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例の施行期日を定める規則

東京における宅地開発の無電柱化の推進に関する条例（令和八年東京都条例第三十一号）の施行期日は、令和八年十月三十一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一修学資金の部十四の項中「五四、〇〇〇円」を「五五、五〇〇円」に改め、同表就学支度資金の部小学校の項中「六四、三〇〇円」を「九一、六〇〇円」に改め、同部中学校の項中「八一、〇〇〇円」を「一〇一、〇〇〇円」に改める。

別表第二修学資金の部十四の項中「五四、〇〇〇円」を「五五、五〇〇円」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、令和八年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月一日

●東京都規則第二百二十三号

東京都知事 小 池 百合子

東京都海上公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一 一の項中

東京都立京浜島つばさ公園	一平方メートル一月	五百七十七円
東京都立京浜島ふ頭公園	一平方メートル一月	五百五十九円

を

東京都立京浜島つばさ公園	一平方メートル一月	五百七十七円
--------------	-----------	--------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第二十一号

平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円

- 四十歳以上四十五歳未満 七、六九七円 二四、〇八四円
- 四十五歳以上五十歳未満 八、〇〇七円 二六、二三八円
- 五十歳以上五十五歳未満 七、八二一円 二六、八六八円
- 五十五歳以上六十歳未満 七、五三六円 二七、九四九円
- 六十歳以上六十五歳未満 六、四五〇円 二三、二三七円
- 六十五歳以上七十歳未満 四、四〇〇円 一七、七五五円
- 七十歳以上 四、四〇〇円 一四、五九七円

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都教育委員会告示第二十二号

平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

令和八年七月一日

東京都教育委員会

表を次のように改める。

附則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の乗ずる率の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二年十月一日から令和八年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。
- 3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二年十月から令和八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八一二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

